

議案第70号

西脇市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例の制定について

西脇市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条
例を次のように定める。

令和7年11月27日

西脇市長 片 山 象 三

(理 由)

児童福祉法の改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関
する基準を定める必要があるため。

西脇市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準)

第2条 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）をもってその基準とする。この場合において、同府令第25条第4号中「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）」とあるのは、「西脇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年西脇市条例第26号）」とする。

(暴力団の排除)

第3条 乳児等通園支援事業者は、西脇市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年西脇市条例第26号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者であってはならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。